

市民税・県民税・森林環境税納税通知書の見方

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税納税通知書

宛名番号
通知書番号

問い合わせ先
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
安城市役所 電話(0566)76-1111(代)
課税内容について
⇒市民税課市民税係 電話(0566)71-2214(直)
口座振替・納税について
⇒安城市収納コールセンター 電話(0566)71-2288(直)

問い合わせの際は、赤枠内の番号をお申出ください。

あなたの市民税・県民税・森林環境税を決定しましたので通知します。5ページ記載の「納める税額」を各納期限までに納付してください。

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

次のいずれか、または空白で記載されます。
「口座振替」
「公的年金からの特別徴収対象者」

給与収入および公的年金の収入金額が記載されます。

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税賦課明細書 その1

○所得等内訳

○所得控除内訳

○課税標準額・算出所得割額

○税額

合計所得金額が1000万円超で配偶者を扶養している場合は、「同配」と記載されます。

1年間に納める税額です。

「普通徴収税額」
→納付書または口座振替により納付する税額です。

「年金から特別徴収される税額」
→受給する年金から引き落とされる税額です。
自分で納める必要はありません。

「給与から特別徴収される税額」
→給与から引き落とされる税額です。

3

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税賦課明細書 その2

○普通徴収税額（この納税通知書で納める税額）

○公的年金からの特別徴収について

◆令和7年度の仮特別徴収税額

◆令和8年度の仮特別徴収税額

◆特別徴収を行う公的年金の支払者の名称、種類及び法人番号

普通徴収税額の納期限ごとの金額を表記しています。

各期別ごとの「納める税額」をそれぞれの納期限までに納付してください。

口座の記載がある場合は、口座からの引き落としになります。口座の記載がない場合は、同封の納付書でお納めください。

年金から特別徴収される税額を表記しています。

5

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

安城市役所 市民税課 市民税係（北庁舎2階50番窓口）

電話番号 0566-71-2214

E-mail shiminzei@city.anjo.lg.jp